

平成28年度第4回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成28年11月10日（木）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成28年11月10日（木）

午後2時00分～

場 所 逗子市役所5階 第8会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第18号 裁判執行関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【国保健康課】
3. 個人情報事務登録簿について
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	森 田 明
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

国 保 健 康 課 長	廣 末 治
国 保 健 康 課 副 主 幹	塚 本 智

事務局等出席者

情 報 公 開 課	矢 島 小 百 合
-----------	-----------

情報公開課	内田典久
係情報公開事務員	尾崎美香

会議の公開・非公開の別 公開
 ただし議題２については非公開
 （逗子市情報公開条例第２０条第１項第２号に該当）

傍聴者 なし

配付資料

- ・第４回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・平成28年度第２回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・平成28年度第３回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料１】諮問第18号 裁判執行関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【国保健康課】
- ・【資料２】個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料３】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2時00分開会

○立川会長 それでは、メンバーが揃いましたので、開会させていただきたいと
思います。

平成28年度の第4回目の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則の第3条第2項の規定で、過半数の委員
の出席で成立ということになりますので、今回は全メンバー出席でございます
ので、この審議会は成立をいたします。

それでは、まず本日の配付資料の確認をお願いいたします。事務局のほうか
ら。

(配付資料の確認)

○立川会長 不足されている方いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは議題に入ります。

議題1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてを議題といたします。
これも事務局のほうから。

○矢島情報公開課長 先日、校正依頼いたしました平成28年度第2回及び第3回
議事録ができ上がりましたので、ご確認いただければと思います。よろしくお
願いいたします。

○立川会長 この議事録は既に皆様の校正をいただいておりますので、修正され
ていると思いますが、一応ご確認ください。

何かお気づきの点ございますか。よろしいですか。

それでは、ご異議ございませんようですので、議事録についてはこれで確定
をいたしました。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

議題2の国保健康課職員、入室してよろしいでしょうか。

○立川会長 はい、どうぞ。

——国保健康課 入室——

(非公開)

——国保健康課 退室——

○立川会長 それでは、議題の2の審議が終了しましたので、ここからまた公開
に戻したいと思います。

それでは、議題3、個人情報事務登録簿についてを議題とします。事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、個人情報事務登録簿について、お手元の資料2をごらんください。

平成28年度第4回個人情報事務登録簿の変更状況集計表ということで、こちらは11月10日現在になります。

最初におわびとなりますが、前回の審議会でご報告させていただいた登録事務件数の合計は636件でした。今回、全件見直しを実施し、改めて数え直したところ、市長部局で3件少なく、教育委員会で1件多くカウントしていたことがわかりました。誤った数字でご報告していました。申しわけありませんでした。

前の会にご報告した登録事務件数の差し引きで従来対応してきたため、ちょっとお調べしたんですが、どの時点でずれが生じたのか判明しませんでした。今後は全件見直しの際に必ず、数のチェックもしていきたいと考えております。申しわけありませんでした。

それでは、変更等の内容ということで、内訳を見ていただきますと、新規は各課共通で1件、市長が10件、教育委員会が1件で合計12件。

抹消につきましては、市長が4件、教育委員会が6件で合計が10件。

変更につきましては、市長が54件、教育委員会が4件で合計が58件ということでございます。

新規と抹消を差し引きまして、全部で登録数が合計640件となっております。その内訳としまして、次ページの報告案件、こちらの表ということでお示ししております。

それでは、新規12件につきまして、ご報告させていただきます。

横の、個々の写しをごらんいただけるといいのですが、1ページは各課共通で職員課が登録したものです。事務の名称は、「給与、報酬、賃金等支給に伴う個人番号（マイナンバー）取扱業務」です。各委員会の委員、市職員、臨時職員等への給与等の支払いに伴い、法定調書に記載する個人番号を収集するので、記録の名称は「個人番号確認票」となります。

それから、2ページは防災課の「災害派遣等従事車両の証明書発行業務」で

すが、災害派遣等により使用する車両の有料道路通行における減免の証明書を発行することを目的としています。

こちらは平成23年3月24日から実施しております業務ですが、登録が漏れていたものです。申しわけありませんでした。

記録の名称は「災害派遣等従事車両証明書の申請書」ほかになります。記載のとおりとなります。

それから、3ページ目に移りまして、同じく防災課の「自主防災組織育成業務」ですが、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）の補助金交付に対する推薦を行うことを目的とした業務です。

記録の名称は「補助金交付申請書」ほか、記載のとおりになります。

制度としましては、平成27年4月1日からの事業ですので、こちらをあわせて登録漏れということです。申しわけございません。

それから、4ページは市民協働課で、事務の名称は「小坪小学校区コミュニティセンター事業事務」ですが、コミュニティセンター事業を行うに当たり、講師依頼事務、参加者の把握連絡、事業の企画及び運営のために個人情報収集し、利用するものです。

記録の名称は「受講者申込一覧表」及び「ボランティア登録簿」になります。

こちらは、平成27年4月1日から沼間、小坪両公民館がそれぞれの地区のコミュニティセンターとなり、教育委員会の社会教育課から市長部局の市民協働課へ事務が移管されました。小坪地区のコミュニティセンターの事業実施が平成28年7月24日からということで、登録となったものです。

それから、5ページに移りまして、こちらは今お話ししました「小坪公民館事業業務」における小坪公民館利用団体登録簿が平成27年4月1日に社会教育課より所管がえにより、市民協働課へ引き継がれていますが、そちらの登録が漏れていたものです。

こちらの事業につきましては、平成27年3月31日で終了しておりますが、保存期間がありますので、市民協働課が引き継いでおります。こちらは実施機関が教育委員会から市長へ変更となっておりますので、後で抹消の一覧にもありますけれども、市長部局では新規、教育委員会では抹消の手続をしております。

本来ですと、平成27年度中に登録をすべき事項だったと思いますが、今年度になってしまいました。こちら、実施機関内であれば、所管名の変更で対応可能と考えておりますが、実施機関がまたいでおりますので、このような事務処理になります。

それから、6ページは同じく市民協働課、「沼間公民館事業事務」となります。先ほどの小坪公民館事業事務と同じ理由で、同じ内容となっております。

7ページは文化スポーツ課で、事務の名称は「逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会」で、記録の名称は「委員名簿」です。こちら平成25年4月1日からですので、登録漏れです。申しわけございません。

それから、8ページは社会福祉課で、「平成28年国民生活基礎調査（所得票）及び平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査に係る事務」で、記録の名称は「調査員候補者名簿」となります。

こちらは、収集の時期が不定期で調査対象年だけとなっております。

それから、9ページに移りまして、こちらはまちづくり課で、「空家等の適正管理に関する事務」で、平成28年4月からの事務です。こちらにつきましては個人情報内容につきまして、前回、個人情報保護運営審議会で諮問し答申をいただいた事務ですが、記録の名称は「空家等管理台帳」及び「空家等の情報受付簿」となります。

それから、10ページは同じくまちづくり課で、「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除に係る被相続人居住用家屋等確認書交付事務」で、空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置に係る事務です。

記録の名称は、ちょっと数が多いので省略させていただきますが、記載のとおりとなります。

それから、11ページは、緑政課の「こんちゅう観察会」で、こちらはこんちゅう観察会が平成22年度から実施されておりますが、参加者名簿が登録されていなかったものです。こちら登録漏れです。すみませんでした。

それから、12ページは社会教育課の「各種講座事業事務」で、こちらは従来より実施している講座の参加者名簿の登録です。

先ほどもちょっとお話ししましたが、公民館事業がコミュニティセンターの事業となりまして、市民協働課へ所管がえとなりましたが、社会教育課は各種

講座事業は継続して実施しておりますので、後ほど抹消にも出てきますが、両公民館事業事務が終了となりましたので、独立して登録となるものです。こちらにも本来ですと平成27年度中に新規で登録すべきものであったと考えております。申しわけございません。

新規は以上となります。

続けて変更でよろしいでしょうか。

○立川会長 後で一括して。

○矢島情報公開課長 変更は58件です。主な変更4件について、ご報告させていただきます。

一覧表にページ数が書いてあるもののみ、ご説明させていただきます。

1件目は、13ページで2枚にわたっておりますが、文化スポーツ課の「スポーツ推進委員業務」で、収集の目的については修正し、記録の名称の追加と記録の内容の変更、追加となっております。

こちらは、見直しの結果、手書きで書かれた部分が追加、変更となっております。

次、変更の2件目は14ページ、こちらも2枚になりますが、同じく文化スポーツ課で「体育関係表彰業務」で、記録の名称が多数追加となっております。

こちら、記録の内容も変更があります。こちらは見直しの結果、手書きで書かれた部分が追加、変更となっております。こちらも以前からの事業で変更が漏れていたものです。

それから変更の3件目は15ページ、4枚にわたりますが、こちらは障がい福祉課の「療育相談業務」で、マーカーで記したところが追加となります。療育相談業務の拡充によりまして、記録の名称が追加となったものです。

それから、変更の4件目は16ページ、2枚にわたりますが、同じく障がい福祉課の「特別障害者手当等給付事業」で、記録の名称が変更、追加があります。追加となった部分は登録漏れです。申しわけありませんでした。

主な変更は以上でございます。

続けて、抹消につきまして市長が4件、教育委員会が6件で合計10件ですが、そちらのほうのご説明をさせていただきます。

1件目は17ページ、情報政策課の「電子会議室」で、事業が平成24年度で終

了し、保存年限が過ぎたため抹消するためです。

次、2件目は18ページ、文化スポーツ課の「手づくり絵本コンクール」は、平成22年度に事業終了で、保存年限が過ぎたため抹消です。

それから、3件目は19ページ、子育て支援課の「小児医療費助成制度改正に伴う申請受付事務」ですが、こちらも平成22年度に事業が終了し、保存年限が過ぎたため抹消となります。

4件目は20ページ、環境クリーンセンターの「堆肥及び植木チップ配付」で、平成24年度に事業が終了し、保存年限が過ぎたため抹消となります。

それから、5件目は21ページ、社会教育課、「小坪公民館事業業務」につきましては、先ほど新規でもご説明させていただきましたが、公民館が平成27年4月よりコミュニティセンターになり、市民協働課へ所管がえとなったため、社会教育課は抹消です。

6件目、22ページ、社会教育課、こちら括弧で図書館と書いてありますが、「小坪公民館図書貸出業務」については、公民館が平成27年4月よりコミュニティセンターになり、図書貸し出し業務については、図書館の事業としてこちらのほうで整理されましたので、抹消となります。

それから7件目、23ページ、社会教育課、こちらも（図書館）となっておりますが、「小坪公民館図書館資料貸出返却業務」それから8件目、24ページ、社会教育課、こちらも（図書館）になっていますが、「沼間公民館図書館資料貸出返却業務」、9件目、25ページ、社会教育課（図書館）、「沼間公民館図書貸出業務」についても同じ理由で抹消となっております。

それから10件目、26ページ、「沼間公民館事業事務」については、先ほど21ページの「小坪公民館事業業務」と同じく、社会教育課は抹消となります。

抹消につきましては以上でございます。

年1回の全件見直しとなりますが、まだまだチェックが甘い部分も見えてまいりました。大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

○立川会長 ご苦労さまでございました。

今のご説明について、何か質疑ございませんか。

○森田委員 見直しというのは、どういう手続があるんですか。

- 内田情報公開課係長 今現在の最新の各課が保存している個人情報事務登録簿を全部プリントアウトしまして、各課に紙ベースで依頼をかけてチェックしてもらっています。
- 森田委員 各課にチェックしてもらって、それを戻してもらおうと。
- 内田情報公開課係長 そうですね、はい。
- 森田委員 それだと、結局もう各課の責任でやらしてもらわないと、情報公開課では漏れがあるかどうかというのは直接はわからないでしょうね。
- 内田情報公開課係長 どうしても奥まで入っていくと、わかりづらい部分はありますので、はい。よくよく見ると記録を作っていたとか、そういうことも。
- 森田委員 各課に依頼するときに、漏れなく書いてくださいということをちゃんとすることですかね。
- 矢島情報公開課長 研修等でも職員に周知はしているんですけども、担当がかわるとまた違う目で見るので、こういうふうに変更になるということもあるんですが、なかなかやはりこれだけ5年たって出てきたというようなものもありますし。
- 内田情報公開課係長 先ほどの公民館の関係も、27年度の機構改革のときに当然こちらも確認したんですけども、当初の所管課の回答では、今の報告とは違う形の答えが。よくよくもう一度確認をすると、そういうことだったということで、すみません、齟齬がありました。
- 立川会長 ほかに、どなたかいらっしゃいますか。
- 安達副会長 ちょっと質問なんですけれども、1ページ目のマイナンバー登録業務については、事務の開始が平成28年1月1日からですよ。これも登録漏れという趣旨なんですか。既に本年1月から始まっているわけですよ。今この時点での報告ということですけども。
- 矢島情報公開課長 実際に動き出したのは、先生方も多分つい最近、28年度に入ってからだったんですけども、28年1月1日から収集するということで、該当の委員さんは、さかのぼって収集したんですが。事務としては、実際に収集し始めたのはもう少し後です。1月1日からは、いただいてはいないです。そうすると、この書き方が実際の収集し始めた、職員課で各課へ通知をした日にちのほうに適正かということになってくるんですけども。

○安達副会長 それ以前は、個人情報の収集はやっていなかったということですか。

○矢島情報公開課長 はい、これに関しては。やはり大事な情報ですので、各課で間違えて収集をしないようにということで、職員課のほうでかなり詰めまして、収集の方法とか保管の方法とか、そのマニュアル等もつくっていましたので、そのあたり今年度入ってからですね。

○安達副会長 そうすると、この個人情報事務登録の対象となるのは、やはりその収集業務ですよね。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達副会長 収集を始めた時点が事務の開始日。

○矢島情報公開課長 そうですね。この日にちは実際にできるというところの日にちを入れてしまっていたので、ちょっとここは訂正させていただいて、職員課で通知をして各課に通知した日付がございますので、そちらのほうで、それ以降ということで。

○安達副会長 本来は、収集業務を始める前に条例7条のもとにね。8条かな。あらかじめ。

○森田委員 あらかじめ、新たに開始しようと思っているときはあらかじめと。

○安達副会長 事前に登録しているね。

○矢島情報公開課長 そうですね、はい。そちらもあわせて申しわけありません。もうちょっと前に。点検見直しのときにこれが出てきたので。ちょっとそのあたりは話はしてあったんですが、登録簿が出てこなかったというところで、うちのほうでももう少し気をつけて対応させていただきたいと思います。ここはちょっと気をつけたいと思います。申しわけありませんでした。

ここは修正させていただいて、実際の日日に。こういう新規があった場合には事前にということで周知します。

○立川会長 ほかに何かございますか。

本件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○立川会長 それでは、これで議題3は終了いたします。

引き続いて議題4、その他、何かございますか。

○矢島情報公開課長 4点ほどございます。

1点目は資料3になりますが、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）について、変更がありますので内田係長よりご報告させていただきます。

○内田情報公開課係長 私のほうから資料3についてご説明させていただきます。

1枚だけの用紙をごらんください。これは時々この会議にもご報告させていただいています特定個人情報の保護評価に係る基礎項目評価書の国への提出・公表状況のまとめの一覧となります。

ちょっとおさらいになるんですが、特定個人情報の保護評価というのは、個人番号が付番された特定個人情報ファイルを保有するときに、個人のプライバシー等の影響を予測した上で、漏えいなどのリスクを分析して、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するような書式のイメージとなっております。

今回、新たに記載事項の変更があったために報告をさせていただきますが、大きく3つですね。5番目の市県民税の賦課に関する事務というのが10月6日付で変更させていただきました。あと、9番の国民健康保険に関する事務、こちら先月公表です。

それから13番、介護保険に関する事務で記載の変更がございました。それぞれ同日付で国への報告・公表は終了しております。

内容的には、ともに番号法の19条の別表第2で、市から他の実施機関への情報提供の根拠となる項目の項番号というのがあるんですけども、対象となる部分が追加されたり、所管のほうで内容を精査した結果、新たに情報提供の対象の範疇となる事務番号が見つかったということで、変更したものとなります。軽微な変更だったものですから、評価書そのものは添付しておりませんが、以上になります。基本的な記載内容の変更はございません。

それから、全体の事務の数というのは、1つ欠番になっていきますので、22までと書いていきますけれども、実際には逗子市の21の事務が国に提出・公表しているという状況、これも変わってはございません。

簡単ですけども、ご報告になります。

○立川会長 何かご質問ありますか。

よろしいですか。

では2番目、お願いします。

○矢島情報公開課長 2点目は機構改革についてですが、平成28年逗子市議会第3回定例会において「議案第46号 逗子市事務分掌条例の全部改正について」が可決がされましたので、ご報告させていただきます。

よって、平成29年4月から当課が情報政策課と統合し、係として再編することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

個人情報保護条例に係る事務手続につきましては、個人情報保護委員規則ほかで、情報公開課、情報公開課長と表記されている部分の改正が必要となります。特にちょっと考えなければいけないのが、一番新しいのですが、逗子市特定個人情報保護評価実施要領、ハンドブックで222ページなんですけれども、そちらのほうは情報政策課と情報公開課が書かれておりますので、そこら辺も整理をしまして、実施要領は改正をしなければいけないと。

例えば第4条で、「評価を実施する前に情報政策課と協議して、……情報政策課長は……情報公開課長に提出するものとする。」というような書き方がありますので、情報政策課長が情報政策課長にという形になってしまいますので、そこら辺も整理していかなければいけないと思っております。

同じく、もう一つの情報公開のほうも、情報公開条例のほうも同じような表記が、情報公開課、情報公開課長という表記がございますので、そちらも改正が必要です。

2点目は以上です。

○立川会長 この点について、何かございませんか。

○森田委員 そうすると、その一緒になったものが情報政策課になるわけですね。

○矢島情報公開課長 情報政策課情報公関係になります。

○森田委員 ですから、情報政策課になって、その下に係としては幾つできるんですか。

○矢島情報公開課長 2つです。情報政策係と情報公関係。

○森田委員 情報公関係の中で、情報公開と個人情報保護をやると。

○矢島情報公開課長 はい。

○森田委員 そこは今も特に分かれてはいないわけですから、そういう形ですかね。

○矢島情報公開課長 はい。

○森田委員 すみません、わかりました。

○立川会長 ほかによろしいですか。

○海原委員 前回いただいた表を持ってこなかったんですが、システム系はどちらので課でやるんですか。

○矢島情報公開課長 情報政策係です。

○海原委員 情報政策係ということは。

○矢島情報公開課長 恐らく場所も分かれてしまうので、まだ決まっている事項はないので、そのままそこに残りますと。今、情報政策課は3階にいまして、コンピューター室を抱えていますので、あそこは移動ができないんじゃないかなというふうに思っております。

○海原委員 広報は所管はどこですか。

○矢島情報公開課長 広報は経営企画部。

○内田情報公開課係長 企画課の中に入る。

○矢島情報公開課長 企画課の中ですね。広聴広報係になります。

○海原委員 広報って結構大事な情報なので、それを情報開示、保護、管理、公開、そちらの面からもチェックしていかないといけないと思うんですが、今の考えだと単独に流れちゃうと受けとってしまうんで、市民としては。

○矢島情報公開課長 広報の中で個人情報。

○海原委員 広報の中でも個人情報が入りますよね。例えば、もうちょっと物事をいえば、今ぼっと思いついて、知っている人の写真が出てきちゃいますね。ご本人の了解を得ているんでしょうけれども、そういう中でも市の職員の情報もありますし、いろんな情報が多分広報から出てくるときには、情報公開課、情報保護のほうで事前チェックしておかないでも。

今までもばらばらに動いていたから、何となくばらばらな感を受けていたんですけども、事例を今、思い出さないんですが、市民としては市報とかいろんな、ちょくちょく見ていると。

○内田情報公開課係長 セクションがどういうふうに再編されるのであれ、先ほどご説明した個人情報登録簿でしっかり管理はしていきますので、今現在、秘書広報課という課なんですけれども、8個の種類の事業を今管理しています。

例えば広聴業務とか、メールマガジンへの情報発信事業とか、そういうタイトルで、それはそれで今管理をしているので、それが来年は企画課という課の中の一係になってしまうんですけども、引き続き管理はしていきます。

○海原委員 個々の業務部署でのすり合わせって、大体できているんでしょうか。各係とか、各担当課の公開課、情報政策課の中の業務文章みたいなのは。

○内田情報公開課係長 事務分掌があります。この課はこういう仕事をしますという。

○海原委員 この人はこういうことをやると。

○内田情報公開課係長 はい。事務分掌ということで、今現在はそれを来年の4月に再編することになるので、基本的には情報政策と公開に関してはそのまま合体するようなイメージで、1つの課になります。

○矢島情報公開課長 逆に生活安全課なんかは解体してしまいますので、それぞれ違うところに事務がつきますので、そちらの事務分掌はきちんと整理をして改正します。

○森田委員 それに伴って、さっきの登録簿なんかは大分変わっていかないといけないですね。何かすごく面倒くさいのがありますよね。

○矢島情報公開課長 特に今回、子どもセクションが教育委員会へ、福祉部の子どもセクションが行きますので、こちら登録簿がかなり教育委員会のほうがふえるかもしれない、市長のほうから。ですので新規扱いになって、市長のほうで抹消という今回の社会教育課のような、公民館のような動きが出てきますので、そこもちょっと整理をしなければいけないと、こちらでも事務局でも思っております。きちんとその登録簿を持って移動をしてくれないといけませんので、それもちょっと、すぐに変えないと。

○内田情報公開課係長 1枚の登録簿の中でまた枝分かれしていくと、かなり複雑なことになってしまいますので。

○矢島情報公開課長 ふえる可能性もあるということですね。

○内田情報公開課係長 そのあたりは、こちらでもチェックをしっかりしていかなければ。登録簿ごと動くなら、まだわかるんです。

○立川会長 それはいつぐらいに確定するんですか。

○矢島情報公開課長 ご報告はやはり4月以降になってしまうと思います。

逆に、子どもセクションがそのまま行くのは余り心配なく、先ほどの教育委員会と市長というふうなもの。先ほど言った生活安全課のような解体してしまって持っていくというのが一番ちょっと心配な部分がありますので、そこら辺は注意して、どこに行くのかと、別れて両方で持つのかという点も注意していないといけないなと思っています。

○立川会長 よろしいですか、この件は。

それじゃ、事務局、慎重にひとつお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それから3点目になりますが、こちらはその他で大変申しわけないんですけども、逗子市個人情報保護条例の改正についての検討です。

平成27年9月に個人情報の保護に関する法律の改正法が、平成28年5月に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法が公布されまして、前者は平成29年9月まで、後者は平成29年11月までの間の政令で定める日からこれが施行されます。

法律の改正内容を受け、本市においても見直しの必要があると考えておりますが、県の動向や各市の動向も伺いながら対応したいと考えております。次回以降でご審議いただきたいと考えておりますが、あす県内各市の会議も開かれ、そちらでも議題に、これだけの議題ではないんですけども、いろいろな議題がありますけれども、議題の一つとなっておりますので、そちらの状況も踏まえまして、至急検討したいと考えております。

次回以降、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。また、森田委員が県の委員にご就任されておりますので、県での検討内容等も踏まえたご意見等も審議の際にいただけたら幸いです。

○森田委員 簡単に申し上げておきますと、最近県の審議会がありまして。

○矢島情報公開課長 11月ですか。

○森田委員 11月2日ですね。そこでこの県の条例改正についての一応、答申を出しております。前にこちらで報告したときに、ちょうどさっき第2回の審議会の記録を見ていところ、不正確なことを言っていたので直そうかと思ったけれども、むしろ改めて話をしたほうがいいようです。つまり法律の改正を受けた条例の改正点として、一つ問題になるのが匿名加工情報という、もともと個人情報なんだけれども、個人識別部分を除いて、それをいわゆるビッグデータ、

大量の情報をまとめた形で個人データの部分を抜いたものにしてそれを利用しようという、そういう制度を導入するかどうかで、法律の改正のほうではそれが一つ大きい問題で、条例改正でもそれをやるかどうかということが一つ問題になっています。

以前こちらで報告したときには、県ではそれを含めて検討中ということをしたんですが、結局、県サイドからの提案も、むしろその点は除くということになりまして、これは相当面倒くさいというところなんですけれども、非常に運用上問題が多いというのか、難しい問題になってきますので、何をどこまで匿名化するのかということになりますのでですね、これは当面の条例改正からは除くということに結局なりました。

したがって、主に改正するのは個人情報定義の部分、いわゆる個人識別符号というものが個人情報になるという話と、あと要配慮個人情報といって、これは県でも逗子でも、いわゆるセンシティブ情報の規定があるんですけれども、国のほうも今回そういった考え方を取り入れているんですが、ちょっと範囲が違うという問題がありまして、国の改正法の規定に合ったような形で条例を直して調整をする。センシティブ情報の収集については、審議会にかけて了解を得ないといけない条項がありますので、過去了解を得た内容と照らし合わせて、ずれがあった場合には、そこを調整しないといけないという問題もありますので、改正した後その辺の調整が必要になってくるんですけれども。あと、それ以外に幾つか手続的な部分もあるんですけれども、大きくは今の点でしょうかね。そういった点について改正をするというような方向性を答申で出しているので、多分県は法律改正部分の施行は恐らく来年の4月には施行するんじゃないかということがあるので、それまでに条例改正を目指すということになりそうです。ほかの県内の自治体は、それを追っかけてという形になるかと思います。そんなところです。

○矢島情報公開課長　ありがとうございます。

○内田情報公開課係長　9月の県審議会のときの資料1があります。

○矢島情報公開課長　神奈川県ホームページの資料。

○森田委員　せっかくあるなら、じゃ、配っていただいて。

結論的には大体諮問の趣旨に沿った形で答申を出していますので、匿名加工

情報を今回は見送ったという、その関係で目的規定の改正もしないと。国の改正法ではこの個人情報を積極的に活用しようという方向が非常に強く出ているんですけども、ちょっとそれもどうかなということもあるし、その具体的なものとしては匿名加工情報ですので、そこを見送るので目的規定も見送ろうということですね。

あとは、定義の問題と機微情報の点は若干あると。あと、これは逗子も共通の問題ですけども、小規模事業者に対する規制という問題があって、県も逗子も、民間事業者に対する一定の規制の根拠規定を条例にしていますけれども、これは個人情報保護法ができることで、個人情報保護法適用事業者については法で対応して、それが適用されない小規模事業者は条例の規定が生きることになったんですけども、今回その5,000人要件というのがなくなって、小規模事業者も全部法律の対象になってしまうので、そうだとすると、条例の規制規定というのは残しておくのもどうかと思う。なので、県のほうはそれをなくすことにしたんですけども、でも、完全になくしちゃっていいのかどうか、その辺は議論があるかもしれませんけれどもね。

○矢島情報公開課長 そうですね、うちの32条です。事業者に対する指導及び勧告という形で、172ページ。

○森田委員 そんなにこれを使うことはなかったと思うんですけどもね。やり出すときりがないし、特に法律の運用で規制を受けて、今度は国の個人情報保護委員会が中心になって、この後どうするかということで、それを場合によっては自治体に戻してくるという形になるので、それと被る形になってしまうと確かにやりにくいことはやりにくいとは思うんですね。その辺はどうするかの課題かなと思います。

○内田情報公開課係長 県は、これを見させていただくと、小規模事業者を対象としていたところを削って、全ての事業者を対象としているものは存置するというふうに諮問にあったので、ちょうどこれの14ページのところに。

○矢島情報公開課長 逗子市は特に小規模事業者という表現ではないので、どうしたらいいのかなというのはちょっと、今後ご審議いただくことになるのか。

○森田委員 ただ、結局、県も残すのは苦情処理とか国との協力とかですから、余り個別具体的な対応、苦情は個別かもしれないけれども、要するにその範囲

ということですので、具体的な権限行使的なところは、取っちゃってという形です。

○矢島情報公開課長　またそちらのほうも踏まえて案をつくりまして、ご審議いただくということで、あすまた各市の動向も確認はしてまいりますけれども、各市が4月からというのはちょっとわからないのですけれども、万が一4月からということだと、すごいタイトになってしまうので。

○森田委員　でも、必ず間に合わせなきゃならないということでもないと思いますので、むしろ県のほうが、都道府県の中でも神奈川県は先行してやっているという感じだと思いますので。

○立川会長　わかりました。

それでは、この件はこれでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにありますか。

(日程調整)

○立川会長　何かございますか。その他ございましたら。

○海原委員　その他としては、小規模事業者というのは、個人情報扱う数が5,000人以下を小規模事業者という。だから、インターネットで例えば5,000はすぐ集まっちゃいますけれども、それも1人でやっても小規模事業者という理解でしょうか。

○森田委員　従来、個人情報保護の制度の中では取扱い個人情報が5,000を超えた。

○海原委員　取扱いのほうでということですね。すみません、僕は事業者のほうだと思ったんで。

○森田委員　個人情報保護法との関係での小規模事業者というのは、そういう考え方です。一般的な中小企業とかという話とは別です。

○立川会長　じゃ、ほかになければ、きょうはこれで終わりたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

午後3時25分　閉会